

涌谷町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年11月26日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

定期監査及び行政監査の実施について

1 監査の目的

地方自治法第199条第2項、第4項、第7項及び涌谷町監査委員条例第2条第4項の規定により、定期監査及び行政監査を実施したものである。

2 監査を実施した監査委員名

涌谷町監査委員 遠藤 要之助
同 竹中 弘光

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和2年10月8日(木)～9日(金)

(2) 監査の対象とした事項及び対象課

遠田商工会補助金にかかる使途について

ア 所管課関係

まちづくり推進課

イ 現地調査

遠田商工会涌谷事業所

(3) 監査の方法

涌谷町補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づいた遠田商工会補助金にかかる使途について、所管課及び当該団体に関係書類の提出を求めて書類審査を行うとともに、所管課から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体の現地調査等を行い、その際に関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の結果

ア まちづくり推進課

(ア) 補助金等交付規則第4条による補助金等交付申請書の添付資料が、漠然とした内容であることを確認せずに受け付けている。

(イ) 補助金等交付規則第10条に定める補助事業等実績報告書などの内容確認が不十分である。

(ウ) 補助金算出の根拠資料に不備があることの確認を怠っている。

イ 遠田商工会

(ア) 提出書類の「経営改善普及事業、地域振興事業」の計画並びに実績報告書の内容が漠然としており、具体性に欠ける。

(イ) 補助金等交付申請書、実績報告書においても毎年同様の文言があり、具体性に欠ける。

(ウ) 事業実績等の基礎的数値等が整理保存されているにもかかわらず、実績報告書に掲載されていない。

(5) 監査の意見

ア 補助金額の根拠も明確にせず、補助事業の成果も不十分なまま数十年過ぎてきたことは、その間、緊張感の欠如した補助金交付が見逃されていたと判断され、甚だもって遺憾である。

イ 地域中小企業活性化緊急支援事業について詳細を調査したが、その事業内容は産業祭と人材育成研修事業であり、緊急を要する事業ではないと判断する。よって、事業名の変更を検討されたい。また、産業祭と人材育成では事業内容に共通性がないと思われるので、一つの事業でくくるのは無理があると思うので、事業の分離を検討されたい。

ウ 人材育成研修事業においては、期待された以上の成果が確認された。実績報告書の作成手法に工夫をされ、事業成果を公表すべきと思われるので努力されたい。

エ 補助金申請書並びに実績報告書等の内容が毎年同様趣旨の文言で作成されていることは、提出者、受理者ともに、前例踏襲主義に陥ってしまっている。申請者は毎年社会的状況の変化等に合わせ事業の発展性を追求し事業を行うべく工夫すべきであり、町の担当者もそれを求め書類を確認すべきである。

オ 補助金等交付規則第3条1項に従い、課長等はその補助金は住民から徴収された税金等であることを留意し、補助事業者に対し効率的に使用されるよう指導と監視に努めるべきである。また、補助事業者も同条第2項に従い、交付の目的に向かい誠実に補助事業を行うよう努力すべきである。

カ 両者ともに補助事業の更なる発展と、その成果を表現した資料作りに更なる

努力を期待する。

キ 商工会の基本的事業である「経営改善及び指導事業」に対する補助金が、用途に制限はないものの人件費にまで使われていることが判明し、愕然とした。商工会は創立60年にもなる成熟した組織であり、人件費等の基本的な運営にかかる費用は自前で賄えていると認識していたが、現実を確認し、今更ながら驚きを禁じ得ない。今後は自立に向かい、役職員をはじめ商工会会員の奮起と努力に期待する。

【参考】

○涌谷町補助金等交付規則（抜粋）

第3条 課長等は、その所掌の補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金等が住民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることを特に留意し補助金等が法令（条例、規則、規程及び要綱を含む。）及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

第4条 補助金等の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて町長に対し指定する期日までに提出しなければならない。

第10条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第2号）に別に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。